

令和4年3月25日

関係各位

阿見町総務部管財課

令和4年度入札契約制度の新規制定について
(物品調達等業者指名停止等措置要綱)

本町における入札契約制度については、様々な改善に取り組んでいるところですが、その透明性・公正性・公平性・競争性のより一層の向上を図ることを目的に、令和4年4月から下記のとおり新規制定することとしたので、お知らせします。

記

物品調達等業者指名停止等措置要綱の新規制定

物品調達等業者指名停止等措置要綱の規定について、以下のとおり新規制定します。

問合わせ先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

TEL : 029-888-1111(代)

FAX : 029-887-9560

E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp

阿見町物品調達等業者指名停止等措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が発注する物品の調達又は役務の調達(建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理に関するものを除く。以下「物品調達等」という。)の円滑かつ適正な執行を確保するため、競争入札の入札参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)が、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、談合行為、その他の不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、あらかじめ阿見町競争入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が、指名停止の措置を行ったときは、所管課長等は物品調達等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、2倍)の期間とする。

(1) 別表第1号及び第2号又は第6号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第6号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後10年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ同表第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号又は前各項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったときは、別表各号及び第3条第2項第1号並びに第2号に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 町長は、第5項により指名停止の期間を変更するとき又は前項により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。

(報告)

第4条 有資格業者が、契約に係る業務に関し、別表各号の措置要件に該当すると認めるときは、当該物品調達等を所管する各課等の長は、物品及び役務調達契約違反報告書(様式第1号)により、速やかに所属部長、総務部長及び管財課長を経由して、町長に報告しなければならない。

(指名停止の通知)

第5条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは、指名停止通知書(様式第2号)により、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは、指名停止期間変更通知書(様式第3号)により、同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときは指名停止解除通知書(様式第4号)により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町物品調達等に関するものであるとき、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 管財課長は、町長が第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5号、様式第6号又は様式第7号により、各課等の長に対し遅滞なく通知するものとする。

4 町長は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、指名取消通知書(様式第8号)により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 随意契約の相手方の選定について権限を有する者は、指名停止期間中の随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ町長の承認を受けた時は、この限りではない。

(指名停止に至らない理由に関する措置)

第7条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第8条 町長は、第2条第1項の規定により指名停止となった当該有資格業者について、公表するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	措置要件	期間
1 虚偽記載	町が発注する物品調達等の契約に係る入札等において、競争入札参加資格審査申請書その他競争入札参加資格審査に係る書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内
2 契約違反	町が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

	当であると認められるとき。	
3 贈賄	(1) 次のア、イに掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店及び営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(以下「役員等」と総称する。)	15 か月以上 24 か月以内
	イ 有資格業者の使用人でアに掲げる以外の者(以下「使用人」という。)	12 か月以上 18 か月以内
	(2) 次のア、イに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 役員等	15 か月以上 18 か月以内
	イ 使用人	12 か月以上 15 か月以内
	(3) 次のア、イに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	イ 使用人	6 か月以上 9 か月以内
4 独占禁止法違反行為	(1) 町が発注する物品調達等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内
	(2) 県内の契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月以上 18 か月以内
	(3) 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	6 か月以上 12 か月以内

5 談合及び競売 入札妨害	(1) 町が発注する物品調達等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 24 か月以内
	(2) 県内の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 18 か月以内
	(3) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内
6 暴力団等	(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、阿見町暴力団排除条例(平成 23 年阿見町条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」と総称する。)であると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(2) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 9 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(3) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 9 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(4) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員等が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
7 労働災害事故	(1) 町が発注する物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

	(2) 町が発注する物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
8 不適正経理への関与	有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、預け金、一括払、差替えその他これらに類する町の不適正な経理処理に関与したとき。	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内
9 不正又は不誠実な行為	(1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
	(2) 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内